

平成 27 年度決算に係る定期監査結果に基づき講じた措置

1 指摘事項

機関名	指摘事項	講じた措置
1 人事企画課	<p>給与集中管理特別会計の退職手当の振替収納について、調定金額の計算を誤り、一般会計から過大に収納していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 過大収納額：153,418,612 円 （正当収納額） 1,930,473,228 円－（誤収納額）2,083,891,840 円 	<p>給与集中管理特別会計における退職手当について、本来であれば差し引くべき額を誤って加えて調定し、上司もこのような状況を十分にチェックできなかったものである。</p> <p>過大に収納された額は、給与集中管理特別会計の歳入科目に「前年度繰越金」を設定し、平成 28 年度収入として受け入れた。その後、平成 28 年度の一般会計から給与集中管理特別会計への振替処理において、前年度繰越金（平成 27 年度過大収納分）の額を減額することで精算した。</p> <p>再発防止のため、決算処理の事務マニュアルを作成し、主査、副査及び上司等の確認を徹底することとした。</p>
2 財源確保推進課	<p>現金収納したふるさと納税に係る歳入金について、指定金融機関への払込が遅延しているものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 収納日及び金額： H27. 4. 23(木) 30,000 円 H27. 4. 24(金) 20,000 円 払込の期限：H27. 4. 27(月) 払込日：H27. 5. 8(金) 遅延日数：11日 	<p>担当者の失念及び所属内での進行管理と確認が十分でなかったことが原因である。</p> <p>再発防止のために、毎日の業務として通帳記入を行い、現金収納される都度速やかに指定金融機関へ払い込むことを徹底した。また、担当者不在の場合でも別の者が確認・払込が行えるよう体制を整備した。</p>
3 交通政策課	<p>鳥取県観光列車化支援事業補助金について、実績報告書の受理が遅延しているものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業完了日：H27. 8. 31 報告期限日：H27. 9. 20（事業完了後 20 日を経過する日） 報告書受理日：H28. 4. 4 遅延日数：6 か月 15 日 	<p>県の補助金担当者と補助事業の事務局担当者が同一であり、多忙の中、他の業務を優先し当該業務を失念してしまったこと及び所属内での進行管理と確認が十分でなかったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、指摘内容を所属内で共有するとともに、県の補助金担当者と補助事業の事務局担当者を分けることとし、併せて進行管理表を作成し業務の進捗管理を徹底した。</p>
4 交通政策課	<p>物品出納簿と物品との照合を行った際に所在を確認できなかった物品について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続を行っていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象物品数：2 件 	<p>担当者及び所属長の手続の失念及び物品管理が適切に行われていなかったことが原因である。</p> <p>監査指摘を受けて、速やかに物品亡失の手続を行った。</p> <p>再発防止のために、今回の指摘内容について所属内で情報共有し、所属長及び所属職員における物品の適正管理を徹底した。</p>
5 観光戦略課	<p>東南アジア市場における現地プロモーション支援業務委託契約について、契約締結の事務手続が遅延していた。</p>	<p>県の担当者（委託側）は、前任者からの引継ぎで既に契約を締結していると思込んでいたこと、受託側は、事業（企画）担当者と契約事務担当者が異なり、意思疎通がうまくいかなかったことから、双方が契約締結して</p>

機関名	指摘事項	講じた措置																						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約金額：4,757,940円 ・ 契約期間：H27.12.22～H28.3.31（契約書にはH27.5.25からこの契約が成立したまでの間の業務を契約に基づき行った業務とみなす条文あり。） ・ 契約日：H27.12.22（決裁日） ・ 遅延日数：6か月27日 	<p>いると誤解したまま事務処理を進めてしまった。</p> <p>これは、担当者のみならず、所属内での進捗管理と確認が十分でなかったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、これまでは四半期毎の決算見込み等節目での点検を行っていたところを、月に1度の室内ミーティングを実施するとともに、業務日程や予算管理の入力シートを作成し、業務の進捗状況を共有することとした。</p> <p>また、これまでは管理職と係員とのやりとりが一方通行になりがちだったため、管理職が普段から声かけを行うことを徹底するとともに、業務の進捗や手続きの遅れ等を複数で認識できるよう、同一業務に複数職員が関わる体制をとることとした。</p>																						
6 福祉保健課	<p>社会保障生計調査業務委託契約について、契約締結の事務手続が遅延していた。</p> <table border="1" data-bbox="403 1144 1120 1411"> <thead> <tr> <th>契約金額</th> <th>契約相手方</th> <th>契約日 a</th> <th>契約期間 b</th> <th>事業開始日 c</th> <th>遅延日数 a-c</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>927,800円の範囲内でこの委託事業の実施に要した経費</td> <td>鳥取市</td> <td rowspan="6">H27.9.30</td> <td rowspan="6">H27.4.1 ～ H28.3.31</td> <td rowspan="6">H27.4.1</td> <td rowspan="6">5か月29日</td> </tr> <tr> <td>278,340円</td> <td>境港市</td> </tr> <tr> <td>278,340円</td> <td>倉吉市</td> </tr> <tr> <td>371,120円</td> <td>米子市</td> </tr> <tr> <td>185,560円</td> <td>琴浦町</td> </tr> <tr> <td>92,780円</td> <td>八東町</td> </tr> </tbody> </table>	契約金額	契約相手方	契約日 a	契約期間 b	事業開始日 c	遅延日数 a-c	927,800円の範囲内でこの委託事業の実施に要した経費	鳥取市	H27.9.30	H27.4.1 ～ H28.3.31	H27.4.1	5か月29日	278,340円	境港市	278,340円	倉吉市	371,120円	米子市	185,560円	琴浦町	92,780円	八東町	<p>当該契約事務については、市町村との契約期間は平成27年4月1日からであるが、例年6月頃に行われる国と県との委託契約の締結後でなければ進めることができない仕組みとなっており、担当者の失念及び所属内での進行管理と確認が十分でなかったことにより事務手続が遅延したものである。</p> <p>再発防止のために、指摘内容を所属内で共有すると共に、主査、副査及び上司の確認及び進捗管理を徹底し、今後は国との契約締結完了後速やかに市町村との契約事務を実施することとした。</p>
契約金額	契約相手方	契約日 a	契約期間 b	事業開始日 c	遅延日数 a-c																			
927,800円の範囲内でこの委託事業の実施に要した経費	鳥取市	H27.9.30	H27.4.1 ～ H28.3.31	H27.4.1	5か月29日																			
278,340円	境港市																							
278,340円	倉吉市																							
371,120円	米子市																							
185,560円	琴浦町																							
92,780円	八東町																							
7 障がい福祉課	<p>あいサポート運動ステップアップ推進事業業務に係る委託契約について、契約書に定める契約期間中に履行を完了していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="403 1861 1257 2004"> <thead> <tr> <th>契約相手方</th> <th>契約金額</th> <th>契約日</th> <th>契約期間 (変更後)</th> <th>業務完了日</th> <th>検査日</th> <th>支払日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)A</td> <td>6,907,680</td> <td>H27.9.15</td> <td>H27.9.15 ～ H28.3.31</td> <td>H28.5.30</td> <td>H28.6.6</td> <td>H28.3.17 (概算払)</td> </tr> </tbody> </table>	契約相手方	契約金額	契約日	契約期間 (変更後)	業務完了日	検査日	支払日	(株)A	6,907,680	H27.9.15	H27.9.15 ～ H28.3.31	H28.5.30	H28.6.6	H28.3.17 (概算払)	<p>委託契約の範囲は、啓発物の作成に加え、関係先への発送までとなっていたが、担当者が繁忙を極め、委託先に発送先を連絡していなかったものであり、担当者の業務の失念及び所属内での進行管理と確認が十分でなかったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、今回の事案を所属内で情報共有し、各担当が所管する委託業務について、契約内容や進捗状況を確認すること、事業完了した契約については、年度末まで引きずらないよう完了後の処理を速やかに行うこと、担当者一人で抱えることがないよう、担当内で共有しながら対応するよう周知徹底した。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p>								
契約相手方	契約金額	契約日	契約期間 (変更後)	業務完了日	検査日	支払日																		
(株)A	6,907,680	H27.9.15	H27.9.15 ～ H28.3.31	H28.5.30	H28.6.6	H28.3.17 (概算払)																		
8 衛生環境研究所	<p>ガスクロマトグラフ質量分析装置定期点検業務委託契約</p>	<p>委託業者が、点検業務を再委託する際に、誤って平成28年度に行う予定の点検内容で指示したため、実施した</p>																						

機関名	指摘事項	講じた措置
	<p>に係る委託料について、履行確認を十分に行わなかったことにより過大に支出していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約額：1,213,596円 ・支払額：1,213,596円 ・実績額：1,063,476円（実施した点検内容に基づき算出した額） ・過大支出額：150,120円 	<p>点検内容及び金額が契約書の内容と異なっていた。</p> <p>提出された業務完了報告書の点検項目と委託内容について、担当者及び上司、所属内での確認が十分に行われず、契約書どおりに実施されているものと判断し、支出していたものである。</p> <p>再発防止のため、今回の指摘内容を所属内で情報共有し、業務担当及び庶務担当の二重チェック、主査、副査及び上司等の確認を徹底することとした。</p>
<p>9 衛生環境研究所</p>	<p>平成 27 年度低真空走査電子顕微鏡分析装置定期点検業務委託契約について、予定価格を見積書受領後に決定していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積依頼日：H27. 7. 14 ・見積書提出日：H27. 7. 17 ・予定価格決定日：H27. 8. 4 ・契約日：H27. 8. 17 ・契約金額：1,859,112円 ・予定価格：1,859,112円 	<p>担当者及び上司等が入札に係る事務手続を十分理解していなかったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、今回の指摘内容を所属内で情報共有し、担当者だけでなく、その上司等も含め、会計研修等の場を活用し、入札等の事務手続きの理解の促進を図り、主査、副査及び上司等の確認を徹底することとした。</p>
<p>10 販路拡大・輸出促進課</p>	<p>ミラノ万博用すいか輸送業務委託契約について、契約締結の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務期間：H27. 6. 22～H27. 10. 31（うち展示・試食：H27. 7. 5～7. 9） ・契約年月日：H27. 6. 22（決裁年月日H27. 12. 9） ・契約金額：1,017,927円 ・遅延日数：5か月18日 	<p>すいかの輸送については、別途契約済みのミラノ万博出展業務委託に含む想定で業務を進めていたが、受託者の輸送ルートでは期限内に現地に届かない可能性があることが発送直前になって判明した。このため、急遽、別の事業者へ委託することとなったが、事業者との連絡が不十分であったこと及び担当者、上司による業務の進捗管理が不十分であったことにより事務処理が遅延したものである。</p> <p>再発防止のため、あらかじめ受託者との連絡を密にするとともに、担当者だけでなく、副査及び上司等による業務の進捗管理を徹底することとした。</p>
<p>11 河川課</p>	<p>雑入（河川法第 67 条による原因者負担金）について、前年度に比べ未収金の額は僅かに減少しているものの、依然として多額の未収金があり、収納の努力が不十分であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収金額：936,217,419円 	<p>平成 27 年度末時点の未収金案件は 2 件であり、当該未収金は、法人 A の堆積していた残廃土の崩落による河川の閉塞及び法人 B の採石場の崩落による河川への PCB の流出に対するものである。それぞれ、事故発生後早期に対応する必要が生じ、県が対策工事を行ったが、その原因者負担金について、債務者（原因者）からの支払いが滞っているものである。</p> <p>改善策として、平成 25 年 1 月に全庁的な債権回収の取組方法等をまとめた鳥取県債権管理マニュアルを参考に債権回収を行っている。</p> <p>各案件における対応状況等は次のとおりである。</p> <p>案件 1</p> <p>法人 A については、平成 19 年 5 月に会社が清算終了しており、債権回収は不能である。当該債権とは別に、旧役員に対し損害賠償を請求しており、旧役員 3 名中 1 名は自己破産、残る 2 名は年金生活者で、回収困難な状況であるが、平成 25 年 9 月に預金 2,313 円を差押え、債権</p>

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>を一部回収し、時効が中断した。</p> <p>引き続き電話・臨戸等による納付の督促を行った結果、平成 28 年度は計 20,000 円が納付された。</p> <p>案件 2</p> <p>法人 B については、会社が廃業状態であり、回収は極めて困難な状況であるが、平成 25 年度に法人 B 社長宅を臨戸し、交渉した結果 10,000 円の納付があった。平成 28 年度は引き続き臨戸による督促を行った。</p>
12 鳥取県土整備事務所	<p>県道鳥取河原線（津浪橋）耐震補強工事（交付金）（26 交付金）外 1 件について、工事の施工に必要な河川管理者の許可を受けていなかった。</p>	<p>チェックシートにより他法令の許可をチェックする仕組みがあったが、業務多忙により河川管理者の許可を受けずに着工してしまったものである。</p> <p>再発防止のため、今回の指摘内容を所属内で情報共有するとともに、審査を厳格にするために、許認可証等の写しを全て起工設計書に添付することとした。やむを得ず許認可前に起工する場合は、申請済みでかつ開札前に確実に許認可等が見込まれるもののみを起工するものとし、起工設計書には申請書と許認可が得られることが確実と見込まれる文書を添付することとした。</p>
13 八頭県土整備事務所	<p>県道津山智頭八東線改良工事（大呂 2 工区）（護岸 1 工区）（交付金改良）について、工事の施工に必要な河川管理者等の許可を受けずに工事着手していた。</p>	<p>チェックシートにより他法令の許可をチェックする仕組みがあったが、業務多忙により河川管理者の許可を受けずに着工してしまったものである。</p> <p>再発防止のため、今回の指摘内容を所属内で情報共有するとともに、審査を厳格にするために、許認可証等の写しを全て起工設計書に添付することとした。やむを得ず許認可前に起工する場合は、申請済みでかつ開札前に確実に許認可等が見込まれるもののみを起工するものとし、起工設計書には申請書と許認可が得られることが確実と見込まれる文書を添付することとした。</p>
14 中部総合事務所県土整備局	<p>物品出納簿に登録のある物品（対爆発物防護キット）について、長期に渡り現物の確認を怠り、所在不明となっていた。</p>	<p>担当者及び所属長の手続の失念及び物品管理が適切に行われていなかったことが原因である。</p> <p>監査指摘を受けて、速やかに物品亡失の手続を行った。</p> <p>再発防止のために、今回の指摘内容について所属内で情報共有し、所属長及び所属職員における物品の適正管理を徹底した。</p>
15 体育保健課	<p>平成 28 年度全国高等学校総合体育大会特別強化事業補助金について、実績報告書の受理が遅延しているものがあった。</p>	<p>補助事業者から事業計画に記載のない事業を加えて実績報告書を提出したいとの要望があり、担当者もそれを認め追加事業の完了を待っていたが行われず、その結果、実績報告書の受理の遅延が生じたものである。</p> <p>再発防止のため、補助金事務の進行管理のため、各補</p>

強制徴収公債権		平成 27 年度末未収金額	平成 28 年度回収額	平成 28 年度末未収金額
過年度	平成 26 年度以前未収金	936,217,419	20,000	936,197,419
	平成 27 年度未収金	0	0	0
指摘以降	平成 28 年度未収金			0
計		936,217,419	20,000	936,197,419

機関名	指摘事項	講じた措置												
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業完了日：H27. 9. 22 ・ 提出期限：H27. 10. 22 ・ 受理日：H28. 5. 12 ・ 遅延日数：6 か月 20 日 	<p>助金の内示日、交付申請日、交付決定日、実績報告日及び額の確定日等のリストを作成し、所属内で進行管理及び情報共有するとともに、補助金事務の主査及び副査間で相互に確認精査し、さらに上司も確認することとした。</p> <p>また、補助申請者に対して内示の際等に、補助金交付の手續が適正に行われるよう交付要綱の内容を周知徹底することとした。</p>												
16 鳥取東高等学校	<p>不用品（パワーアンプ外）の処分に係る不用決定・処分について、学校長が決裁すべきところを事務長が決裁しているものがあった。</p> <p>(代決により不用決定・処分した物品)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処分物品</th> <th>取得価格(円)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パワーアンプ外 9品</td> <td>1,286,391</td> <td></td> </tr> <tr> <td>図書 5,444冊</td> <td>4,795,809</td> <td>老朽化、破損した図書を一斉処分</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>6,082,200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	処分物品	取得価格(円)	備 考	パワーアンプ外 9品	1,286,391		図書 5,444冊	4,795,809	老朽化、破損した図書を一斉処分	合 計	6,082,200		<p>「県立学校事務専決、代決規程」における、廃棄することが適当な物品の不要の決定及び処分に係る決裁権者を誤認していたことが原因である。</p> <p>再発防止のため、職員会議の場において所属内の全職員に対して、関連規程の遵守等について周知徹底を行った。また、事務手續きを行う際は、担当職員だけでなく、組織として内容の確認、精査等を確実にしている。</p>
処分物品	取得価格(円)	備 考												
パワーアンプ外 9品	1,286,391													
図書 5,444冊	4,795,809	老朽化、破損した図書を一斉処分												
合 計	6,082,200													

2 意見

意 見	講じた措置
<p>1 危機管理局</p> <p>消防学校の機能を活用した防災リーダー等の養成について（消防防災課、消防学校）</p> <p>近年、全国各地でこれまで経験したことがないような集中豪雨等による河川の氾濫や土砂崩れにより、尊い人命が失われている。また、地震も各地で頻発しており、本県でも10月21日に発生した県中部を震源とする最大震度6弱の地震により、負傷者や家屋の損壊等の大きな被害が生じたところである。</p> <p>集中豪雨等の場合、住民が早期に安全に避難するためには、市町村等からの避難情報や指示が的確に伝わるのが大切であるが、同時にこのたびのような震災を含め、現場の状況に応じて行動できる地域の防災リーダーの養成は、共助の視点からも大切である。</p> <p>地域の防災力向上を図るため、鳥取市での地域住民に対する防災リーダー研修、倉吉市での消防団員に対する防災士資格の取得推進のほか、各市町村で地域防災活動指導者や支援職員の養成・配置等の取組が行われているが、自主防災組織のリーダー等にとって災害時の初期対応等一定レベルの知識を身につけておくことは重要である。</p> <p>消防学校では、地域や職場からの要望に応じ、消防設備の活用方法や救命・救急講習等</p>	<p>地域防災力を高め、災害による被害を減らすためには、「自助」、「共助」、「公助」の取組を総合的に進めていくことが必要である。</p> <p>「自助」、「共助」の取組が向上するためには、住民一人ひとりの防災意識の向上に加え、災害発生時には、救出救助、避難誘導、避難所運営等の中心となり、また、平時には住民自らが行う防災訓練等の取組について指導的役割を果たす防災リーダーが存在することが非常に効果的であると認識している。</p> <p>県としては、上記の防災リーダーの役割を担っていただきたい人材として、「共助」の取組の核となる自主防災組織の役員や消防団員がふさわしいと考えており、市町村と連携して、防災士資格やそれに準じた能力を身に付けていただくための研修を行っているところである。</p> <p>先に発生した鳥取県中部地震においても、防災に関する幅広い知識・技能を有する自主防災組織の役員等の主導のもとで、同組織が的確に活動できた事例もあったところであり、こうした人材の育成に向けた取組を継続していきたい。</p> <p>一方、消防学校は、消防組織法により、「公助」を担う消防職員及び消防団員の教育訓練を行うことを目的として設置されているところであるが、従来から、自主防災組織の役員等を含めた一般県民に対する教育訓練のメニューを</p>

意 見	講じた措置
<p>の教育訓練を行っているが、実績は必ずしも多くない状況にある。</p> <p>消防学校は、消防組織法に基づき、消防職員及び消防団員の教育訓練を目的として設置されているが、その施設設備や教育訓練のノウハウを活用し、地域における防災リーダー等の養成に向けた専門的な教育訓練を行うことは、地域の防災力向上に有効であると考えられる。</p> <p>ついては、消防学校が有する機能も活用しながら、市町村と連携協力して自主防災組織のリーダー等地域住民に対する教育訓練等に積極的に取り組まれない。</p>	<p>設けており、土曜日曜を中心に開催してきたところである。</p> <p>監査意見を受けて、平成 29 年度からは、消防学校等県内 3 地区で開催する地域防災リーダーのスキルアップ研修に消防学校教官を派遣し、災害発生時に役立つ実践的な教育訓練を行っている。</p> <p>今後とも地域住民に対する教育訓練等に積極的に取り組んでいきたい。</p>
<p>2 総務部及び教育委員会共通</p> <p>公文書館及び図書館の連携について（公文書館、図書館）</p> <p>公文書館と図書館は、隣接した立地環境の下で、保存図書等の情報交換やレファレンスでの情報共有等、両館の機能を活かした連携を図っている。</p> <p>そうした中、公文書館では、「県立公文書館在り方検討会議」を設置し、歴史公文書等の保存・管理の基本的考え方が検討され、先般、報告書が知事に提出されたところである。また、図書館では、増大する図書や資料等の除籍に係る規程を見直すとともに、資料のデジタル化を含めた計画の策定を検討されているところである。</p> <p>一方、両館で保存する書籍、資料等には重複するものもあることから、効率化を図りながら両館のもつ貸出機能、保存機能をさらに向上させるためにも、所蔵資料の共通データベースや横断的に検索可能なシステムを構築する必要があると考える。</p> <p>さらに、長期的には両館の蔵書、文書等の保存スペースが不足する問題も想定されることから、両館の一層の連携を図る取組は重要と考える。</p> <p>ついては、両館の今後の運営に当たり、それぞれの所蔵資料の情報共有化に向けた横断的な検索システムの構築等機能面での一層の連携強化策について検討されたい。</p>	<p>公文書館と図書館の連携については、「県立公文書館在り方検討会議」報告書に基いて、平成 29 年度は毎月、両館による連絡会議を開催して、具体的な連携についての協議を進めた。</p> <p>協議結果に基づき、所蔵が重複する資料のうち、利用状況等を考慮して、他県の行政資料・統計資料は図書館が、他県の都道府県史は公文書館が所蔵することとし、余部は廃棄することとした。</p> <p>また、資料のデジタル化については、図書館が平成 29 年に策定した「総合的なデジタル化計画」において、新たに構築する予定のデジタルアーカイブシステム（電子資料保存システム）では、公文書館等のデジタル化資料も公開し、両館所蔵資料の横断的な検索による利用に資することとしている。</p> <p>平成 30 年度は、図書館では郷土資料のうち、緊急性の高いものについてデジタル化を進めるとともに、システム構築のためのネットワーク会議等も開催する予定である。（公文書館でも平成 29 年度から 5 年計画で明治から戦前までの県例規のデジタル化を進めている。）</p> <p>今後も定期的に連絡会議を行い、それぞれの館の持つ役割、利用者の利便性等を考えながら、連携した取組を進めていく。</p>
<p>3 地域振興部</p> <p>ジュニアの競技力向上について（スポーツ課）</p> <p>県は、2020年東京オリンピック・パラリン</p>	<p>子どもが主体的に取り組むために、平成 28 年度に、「チ</p>

意見	講じた措置
<p>ピック等の国際大会を視野に創設した「チーム鳥取！発掘育成事業」により、平成26年度にアスリート候補1期生を選抜し、平成27年度には、育成プログラムを実施したが、候補生に筋力や平衡感覚等の向上が見られ、さらには全国大会で上位の成績を収める者も出る等、事業効果が見え始めているところである。</p> <p>一方で、34名でスタートした1期生のうち、約半数の15名が中学校の部活動や所属しているスポーツクラブとの兼ね合いから、2年目の活動を辞退している。</p> <p>中学校の部活動やスポーツクラブと、本事業の対象競技のどちらを選ぶかは、取り組む本人の思いに沿ったものであるべきであり、どちらでも選べる環境を整えることが必要である。</p> <p>鳥取県では、ジュニアの競技力向上に向けて各種強化事業が行われているが、一義的には、優秀な指導者の確保と指導が行いやすい環境の整備が必要である。指導者本人の適性や状況に応じた配置も行いながら指導力発揮を促し、発掘、育成、強化という一貫した指導体制の下で戦略的に選手育成を図っていくことが必要と考える。</p> <p>については、ジュニアの競技力向上に向けた各種事業について、その成果や課題を検証した上で、子どもの主体的な取組が進むよう、学校部活動との調整も図りながら事業の再構築について検討されたい。</p> <p>さらに、教育委員会や関係する競技団体等と連絡調整を図りながら、指導者の確保や指導力向上策等、ジュニア競技力の向上に資する指導体制の充実について検討されたい。</p>	<p>チーム鳥取！発掘育成事業」において、競技体験及び競技決定ができる対象学年を小学6年及び中学1・2年生から小学5・6年生に引き下げ、中学入学時に部活動との間で選択できるようにした。平成30年度からの対象学年を小学5年生とし、競技決定後にいきなり部活動の両立という環境にならないように配慮し、競技選択についても対象競技を8競技から10競技に増やした。今後も自分に合った競技を選択できるよう随時対象競技の追加を検討していく。</p> <p>さらに、当該事業を選択した子どもが部活動と同様に年間を通じて取り組めるよう、平日練習の充実を図るため、週末の専門練習に加え、平日に基礎体力トレーニング等を実施できるよう促している。なお、当該事業を選択した子どもに不利益が生じないよう配慮するため、大会出場の際に出席扱いとなる等、部活動と同等の取り扱いとなるよう平成29年4月に教育委員会へ要請した。</p> <p>また、競技決定後の子どもたちの指導を、一貫した指導体制で育成するために県体育協会が実施する競技力向上対策に係る事業に一本化し、小学校高学年から高校生までの強化指導体制を整えた。</p>
<p>4 福祉保健部</p> <p>発達障がい児等に対する診療体制について（子ども発達支援課）</p> <p>発達障がい児や肢体不自由児に対する診療については、地域の小児科医院等においても行われているところであるが、脳神経分野の専門性が高いことから県の療育機関である鳥取療育園、中部療育園、総合療育センターが担う役割は大きい。</p> <p>近年は、発達障がいと診断される幼児、児童、生徒数が増加傾向にあるが、診断する専門医師が不足している状況にあるため、県内3か所の療育機関での診療待ちの期間はい</p>	<p>発達障がい児等に対する地域の支援体制充実のため、医師等を対象とした「子どもの心の診療ネットワーク整備事業」において、平成29年度は発達障がいの理解促進等をテーマとした医学講座を1回、症例検討会を3回実施した。</p> <p>また、「発達障がい地域生活充実事業」において、平成29年7月～平成30年3月にかけて、6名の地域の小児科医が、発達障がいの専門医からそれぞれ2～3回実地研修を受けていただいているところである。</p> <p>平成30年度も「発達障がい診療協力医研修事業」として同様の取組を行う予定であり、引き続き、発達障がいに対</p>

意 見	講じた措置
<p>れも2～3か月の状態となっている。</p> <p>また、特別支援学校等への就学の際には、就学後に必要な教育的支援を受けるために、あらかじめ医師の診断書を求められるケースもあることから、就学を前にした時期にはさらに診療待ちの期間が長くなっている。</p> <p>こうした状況の解消に向けて、県はこれまでも鳥取大学医学部の協力の下に小児科医等を対象とした医学講座や症例検討会等を開催するとともに、平成28年度からは発達障がい児の診療を担う小児科医を対象とした研修事業を開始し、地域における診療体制の確保、充実に取り組んでいる。</p> <p>発達障がい児等への適切な対応には、早期に発見し、できるだけ速やかに支援を開始することが望ましく、対象児童等が増加する中で適期に適切な診断と療育が実施されることが必要であり、診療待ち期間の解消とともに、診療体制の充実が求められるところである。</p> <p>ついては、現在行っている小児科医を対象とした研修等の取組等を一層推進するとともに、療育機関における専門医師の確保等診療・療育体制の充実、強化に努められたい。</p>	<p>する地域の診療・療育体制の一層の充実、強化を図っていく。</p> <p>なお、これまで中部療育園における医師の配置については、厚生病院の医師の併任であったが、平成29年度から専任の医師（園長）を定数配置した。これにより、東・中・西部各地区の県立療育機関に常勤専任の専門医（脳神経小児科）が配置され、診療・療育体制の充実、強化が図られている。</p>
<p>5 福祉保健部及び教育委員会共通</p> <p>県立の学校及び児童福祉施設のトイレの洋式化について（青少年・家庭課、子ども発達支援課、教育環境課）</p> <p>下水道の整備に伴い、家庭のトイレの洋式化が進み、内閣府が行った消費動向調査によると全国の2人以上の世帯における温水洗浄便座の普及率は81.2%（平成28年3月末現在）と、温水洗浄便座付き洋式トイレが広く普及している。</p> <p>一方、県立の学校及び児童福祉施設では、耐震化工事等に併せて計画的に洋式トイレの整備が進められているが、個室トイレ全数に対する洋式化率は、県立学校では36.9%（903/2,448個室）、県立児童福祉施設では74.2%（92/124個室）であり、数の上では依然として和式トイレが多い状況にある。</p> <p>また、整備された洋式トイレのうち温水洗浄便座の設置状況をみると、県立学校では25.9%（234/903個室）、県立児童福祉施設では50.0%（46/92個室）となっている。</p> <p>和式と洋式のそれぞれにメリットとデメリットがあるが、家庭とは異なる和式トイレ</p>	<p>県立学校については、今後策定する予定の長寿命化計画に基づいて年次計画的にトイレの洋式化に取り組んでいくこととしている。なお、洋式化率が著しく低い学校については、平成30年度から3年間の緊急整備を実施することとし、洋式化に合わせて便座は暖房便座を標準とし、温水洗浄便座は、当面は多目的トイレ等の必要な箇所に整備し、将来的には学校要望をみながら対応することとしている。</p> <p>児童福祉施設については、洋式化の整備が必要であった喜多原学園及び皆成学園において平成29年度に整備を行い、喜多原学園の洋式化率は70.3%から92.6%に、皆成学園の洋式化率は48%から75%に向上した。これにより、障がい児の入所・通所施設におけるトイレの洋式化については、支障の生じない程度に充足している状況であるが、和式トイレを必要とする児童がいる施設もあり、今後、施設の個々の状況を見ながら、児童の意向等を踏まえつつ、必要に応じて洋式トイレ、温水洗浄便座の整備について検討していく。</p>

意見	講じた措置
<p>に不慣れなため、学校では和式トイレの利用を避け、排便を我慢する子どもたちが多いとも聞いている。</p> <p>近年、特に学校施設等は地域開放や災害時には避難場所としての役割も求められることから、子どもたちへの配慮に加え、ユニバーサルデザインの観点からもトイレの洋式化を進め、各世帯に普及している温水洗浄便座の設置も進める必要があるのではないかと考える。</p> <p>については、県立の学校及び児童福祉施設においてトイレの洋式化を進めるとともに、温水洗浄便座の設置についても併せて検討されたい。</p>	
<p>6 生活環境部</p> <p>砂丘事務所の職員体制について（砂丘事務所）</p> <p>砂丘事務所は、「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」の施行（平成21年4月1日）に伴い、鳥取砂丘の保全・再生、適正な利活用を現場で進めるための組織として平成21年4月に設置され、現在、定数職員4名、非常勤職員6名の計10名でローテーションを組み、年中無休の体制を敷いている。</p> <p>鳥取砂丘は、近年、話題性のある観光スポットとして認知度が上がり、今年1月から9月末までの観光入込客数は対前年比3.0%増（984,802/956,509人）となっている。</p> <p>こうした中、砂丘事務所の職員は、条例に基づく巡視や啓発として、砂丘保全再生の取組、利活用促進、砂丘の紹介、案内窓口等の業務を行うことに加え、観光客等からの幅広い問合せや相談への対応、熱中症等の体調不良者の緊急搬送対応、砂丘での落とし物探しへの協力等様々な状況にも対応している。しかし、広い砂丘で観光客が体調不良を訴えた場合等に現在の体制では迅速な対応が困難となることが懸念される。</p> <p>鳥取県の看板ともいえる鳥取砂丘での対応の善し悪しは、国内外から訪れる観光客等に対する本県の印象を大きく左右する。</p> <p>については、今後も鳥取砂丘を訪れる観光客等の増加が見込まれる中、観光客等の様々な要請にきめ細かな対応ができるよう職員体制の充実について検討されたい。</p>	<p>砂丘事務所は、現地で勤務しているため、様々な業務に対応せざるを得ない状況下に置かれている。</p> <p>観光客等の様々な要請にきめ細かな対応ができるよう、平成30年度は、熱中症等が多発する夏期において、アルバイト職員の配置を予定している。また、平成30年秋の鳥取砂丘ビジターセンターの開設に向けて、役割を整理し、職員の体制を検討していく。</p>
<p>7 生活環境部及び農林水産部共通</p> <p>試験研究機関の試験研究内容の積極的な公</p>	

意見	講じた措置
<p>開について（衛生環境研究所、試験場統括本部（とっとり農業戦略課、農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、中小家畜試験場、林業試験場、水産試験場、栽培漁業センター））</p> <p>県の試験研究機関では毎年多くのテーマで日々試験研究がなされており、近年では付加価値の高い新品種の育成等の成果が上がっている。農林水産分野では、米の食味ランキング特Aの「きぬむすめ」、梨の「新甘泉」、種雄牛の「白鵬85の3」、花粉の少ない杉、マサバの陸上養殖等新たな品種改良や生産技術の開発改良の取組が全国から高い評価を受けている。また、生活環境分野では、環境保全に向けた湖山池等の生態系の回復、PM2.5等の越境汚染物質等の調査、資源循環に向けた廃棄物の再資源化技術の開発等、課題となっている環境問題にも積極的に取り組まれている。</p> <p>これらの成果は、長年にわたる試験研究のたゆまぬ努力によって得られたものであり、ホームページや公開セミナー等でも紹介されているが、一般県民にとっては専門的で分かりづらい面もある。県民に対して試験研究内容や開発の現場を公開する際には、試験研究の成果を触覚や視覚に訴えたり、生產品の試食ができるイベント等で紹介し、さらには開発のきっかけや試験研究経過を説明する等県民が興味を持ち、試験研究の現場を身近に感じられる取組も必要と考える。</p> <p>また、県内の小・中・高・大学生等に社会見学や体験学習の場として活用してもらうことにより、ふるさとへの誇りや愛着を育むことや将来の後継者としての意識付けにも繋がることが大いに期待できる。さらに、とっとり県民カレッジの講座として登録することで、一般県民の幅広い層に広く研究開発の状況を学んでもらう機会となる。</p> <p>ついては、公民館単位や学校単位での見学ツアー、研究成果発表会、試験研究出前説明会、PRイベント等の開催を通じ、試験研究の内容や成果への理解を深められるよう工夫するとともに、教育委員会等とも連携しながら、より積極的かつ効率的な公開方法を検討されたい。</p>	<p>試験研究内容、成果の一般県民への公開は、これまでも研究機関の重要な役割と認識しており、県民向けの施設見学や学校・地域等での出前授業等の取組を進めてきたところである。</p> <p>現在、行っている取組を再度確認し、とっとり県民カレッジへの登録の徹底、ホームページへの多くの写真の掲載や専門用語にとらわれない分かりやすい表現で記載する等県民目線に立った情報発信を行うこととした。</p> <p>また、監査意見をを受けて、新たに各試験場の取組の一つにまとめてホームページに掲載するとともに、チラシにしたものを各試験場で配架した。また、新たに農業試験場公開セミナー及び園芸試験場ふれあいセミナーを実施することとし、県民カレッジに登録した。</p> <p>夏休み親子実験教室や体験・食べ比べ等を取り入れたふれあいセミナーの開催等、研究内容や成果に関して、より興味が深まるよう、教育委員会や大学等との連携を強化しながら、分かりやすく積極的な情報公開を行っていく。</p>
<p>8 商工労働部</p> <p>正規雇用創出奨励金に係る返還未収金の発生防止について（立地戦略課）</p>	

意見	講じた措置
<p>県は、企業における正規雇用を進めるため「正規雇用創出奨励金」を設け、新たに雇用した労働者数に応じた金額を支給している。支給要領では、鳥取県企業立地事業補助金の認定事業者等が、鳥取県内に在住する雇用保険の一般被保険者を期間の定めのない正規雇用とした場合に、増加した人数を上限として対象労働者1人につき100万円を限度に、雇用期間が6か月を経過するごとに50万円を支給しているが、雇用期間が1年6か月を経過するまでに事業主の都合で解雇した場合は、支給した奨励金を返還するように定めている。</p> <p>鳥取県に進出し、正規雇用創出奨励金を受給したものの、その後の社会・経済情勢の変化や計画どおり事業展開が行えなかったこと等により、経営が悪化して労働者を解雇し、返還義務が発生している企業がある。返還対象となった奨励金の中には、督促したにもかかわらず返還されていないものもあり、平成27年度末現在6社で合計3,644万円の未収金がある。</p> <p>この奨励金については、雇用情勢が改善傾向にあることから、支給額を年額100万円を50万円とし、支給時期については6か月経過後だったところを1年経過後に変更することを内容とした改正が平成28年10月1日付けでなされているが、未収金の発生防止の観点からは、さらに改善の余地があると考えられる。</p> <p>ついては、正規雇用創出奨励金の返還未収金の発生を未然に防止するため、支給方法等について検討されたい。</p>	<p>正規雇用創出奨励金は、企業立地等の機会に併せ、質の高い雇用を確保するための企業側に対するインセンティブとしての効果を期待する一方で、企業の安易な奨励金の利用を抑止するものとして事業主都合による解雇に対する返還規定を設けており、この規定については、現時点においても必要なものと認識している。</p> <p>返還未収金の発生防止のため、支給時期を遅らせることも1つの考え方であるが、平成29年4月に従来2回に分けて6ヶ月ごとに支給する方法から1年経過後に1回支給する方法に変更するとともに、雇用情勢の回復を踏まえ、平成30年度より正規雇用創出奨励金の新規認定は行わない（平成30年9月30日までの経過措置あり）とする制度改正を行い、制度改正の効果を見極めつつ、更なる改正や制度のあり方について検討することとしたい。</p> <p>なお、返還未収金の発生状況をみるとベンチャー企業や新規事業参入企業の事業休廃止や事業計画の見直しによるものが大半である。現在、こうしたベンチャー企業等の計画について、平成26年10月に導入した「ベンチャー企業等評価システム」により、ビジネスモデルの継続性について専門家の意見を踏まえながら慎重に審査することとしており、こうした取組により、返還未収金の発生の事前防止に寄与するものと考えている。</p>
<p>9 会計管理者 会計事務の審査・指導体制の強化について（会計局）</p> <p>本庁各課等の発注伺、収入伺、契約伺及び補助金の額の確定等の起案文書について、各課等の決裁後に審査出納課による会計事務の関連審査が行われているが、特に年度末から年度当初の審査件数が多い時期に審査に時間を要し、契約事務等で遅延しているものが見受けられた。</p> <p>また、委託業務を発注する際に行う発注伺に必要な予定価格の積算がないものや、相手方が特定される随意契約の予定価格の決定における不適切な事務等も見受けられた。</p> <p>これらは、各課等において、担当者及びそ</p>	<p>1 会計審査の集中化への対応</p> <p>平成29年度から統括審査課に集中化した会計審査業務に対応するため、審査体制（部局担当制）を2人担当制から3人担当制に増員し、審査・指導の平準化及び会計事務の適正化への対応を強化した。また、平成30年度の県立学校分の会計事務の集中化に向けて、平成29年度末までに全校に対して巡回支援に出向き、集中化へのスムーズな移行と適正な会計事務を徹底する。</p> <p>なお、平成29年度に会計審査を統括審査課に集中化した際には、次のとおり審査事務の範囲や事務処理の基準額の見直しによる審査の効率化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入事務は所属決裁とした。（従来は所属決裁後、会計

意見	講じた措置
<p>の上司さらには決裁権者それぞれの会計事務に係る関係規程への認識不足や確認漏れ、あるいは業務自体への認識が不十分であったこと等により生じたものと考えられる。</p> <p>会計事務は、事業の実施においてその土台となる重要な事務であり、各課等は、そのことを再認識し、会計規程等を遵守して事務を行う必要がある。</p> <p>さらに、会計局においては、日頃から各課等の事務処理上の誤りについて適宜指摘するとともに、不適切な事務の実態を踏まえ、よりの確な指導により事務の改善を徹底していく必要があると考える。</p> <p>については、不適切な事務処理が繰り返されることのないよう、各課等に対し一層の指導力を発揮して会計事務についてのきめ細かな指導を行い、併せてより効率的な審査が行われるよう努められたい。</p>	<p>局等で審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁各所属で購入可能な物品の限度額を 20 万円未満に引き上げた。(本庁(従来 1 万円未満)と出納機関の基準を統一) ・支出負担行為兼支出仕訳書で支出できるものに「1 件 20 万円未満の契約等」を追加した。 <p>2 会計事務の理解を深める取組</p> <p>各所属に出向いて会計局職員が直接指導支援する新たな取組や指名研修の実施、会計実地検査対象所属の拡大等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計プチセミナー(仮称)の開催(平成 30 年度) <ul style="list-style-type: none"> 会計局職員が各部局や地方機関に毎月(2 回程度)出向き、各所属でミスが多い具体的な事例を取り上げ、事務処理手順や根拠規定を説明する。 ・モデル所属を設定する「会計マンスリーサポート(仮称)」の実施(平成 30 年度) <ul style="list-style-type: none"> 本庁・地方機関のモデル所属を 1 月 1 所属指定し、所属で処理が完結する(統括審査課が事前審査しない)事務やミスの多い事例を対象に集中して指導支援する。 ・収入調定の確実で適正な実施を徹底(平成 30 年度) <ul style="list-style-type: none"> 該当所属に対して、新年度の早い段階にピンポイントで指導を行うとともに、新たに専用 DB を整え、該当所属で入力した年間の調定予定額等に基づき、会計局職員が調定遅延防止について直接指導する。 ・指名研修の実施、会計実地検査対象所属の拡大等 <ul style="list-style-type: none"> 定期監査で「指摘」のあった所属の職員を会計事務別研修の受講者に指名して会計知識の修得を促す。(平成 29 年度) <ul style="list-style-type: none"> 定期監査で「指摘」に至った原因や防止策を分析して各種研修等で周知し、不適正処理の防止を徹底するとともに、会計実地検査対象所属を従来の地方機関から本庁各課にも拡大して指導の強化を図る。(平成 30 年度) <p>3 分かりやすい会計制度に向けた取組</p> <p>適正な会計事務を担保しながら、分かりやすい制度にして事務処理ミスをなくするための見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要性や実態に沿った制度改正による事務の簡素化(平成 30 年度) <ul style="list-style-type: none"> 会計事務手続の必要性を精査して、物品請求手続の簡素化や法人の会計処理の実態を踏まえた請求印の省略等に加えて、海外事業者との委託契約事務について、適正な時期の契約締結が困難な場合に緊急発注何ができるよう制度改正を行う。

意 見	講じた措置
	<ul style="list-style-type: none"> ・疑問点を検索しやすくする等自己学習しやすい環境づくり（平成 29 年度） 複数ある会計関係DBをひとつに整理刷新、物品照合DBの入力ミスをなくす見直し、多数ある会計処理に係る各種通知の整理統合及び新しい財務会計システムに対応した操作マニュアルの刷新を実施する。 ・所属でのチェックポイント等の周知（平成 28 年度） 支出負担行為等の決裁時における所属でのチェックポイントや支出負担行為等の伺文、契約書の内容毎にそれぞれの記載例を作成の上、会計事務ナビに掲載して全庁に周知した。
<p>10 教育委員会</p> <p>（１）知事部局への教職員派遣とその成果の活用等について（教育総務課、小中学校課、特別支援教育課、高等学校課（教育人材開発課））</p> <p>教育委員会では、知事部局からの要請を受けて、福祉相談センターや児童相談所等へ教職員を派遣し、教育現場と福祉保健部を始めとする知事部局の業務との連携を図っているところである。</p> <p>こうした知事部局で業務に従事した教職員については、教育の現場に復帰したときに、派遣により培ったキャリアを学校経営や地域、関係機関との連携等に大いに発揮できる貴重な人材として期待される場所である。</p> <p>しかしながら、現状では、こうした知事部局への教職員派遣の成果は、主に復帰先である学校内にとどまる傾向にあることから、派遣で得られる成果の状況等に応じて、貴重な経験をより幅広く活かす方策を検討していくことも必要と考える。</p> <p>ついては、知事部局へ派遣される教職員については、あらかじめ資質向上等の目的を明確にするとともに、復帰後の配置先や培った成果を広く活用する方策等教育現場の改善や資質向上につながる有効な還元方策について検討されたい。</p>	<p>平成 28 年 6 月に作成した「教員のキャリアデザインの手引き」において、大学や国の機関、社会教育施設等への研修・派遣とあわせて、教育委員会事務局や知事部局等での行政経験についても、教職資質の充実を、その目的として明確に位置づけているところであり、今後もこの「手引き」等をもとに、教員自らがキャリアデザインを描き、めざす将来像に向かって、主体的に教育実践やキャリアアップが図られるよう取り組んでいきたい。</p> <p>また、教員が知事部局へ異動する際の基本的な異動ルートは「学校⇒知事部局⇒学校」となるが、本人の意欲、適性等を踏まえながら「学校⇒知事部局⇒県教委事務局⇒学校」等のルートでの異動を行う等して、教員が培った経験を最大限に活かすことができ、かつ教育現場に有効に還元することができるよう努めているところである。なお、平成 28 年及び平成 29 年の 4 月 1 日付けで知事部局から県教委事務局へ 5 名の異動を行った。</p> <p>今後も適材適所の配置を行いつつ、教員が知事部局における行政経験で培った成果をより有効かつより広く教育現場で活用することのできる配置を行っていきたい。</p>
<p>（２）出土品の収蔵保管スペースについて（埋蔵文化財センター）</p> <p>現在、埋蔵文化財センターの施設及び敷地内には、鳥取西道路建設等に伴う発掘調査により、大量の出土品が保管されている状況であり、現状設備や委託先を活用して保存処理を精一杯進めているところではあるものの、</p>	<p>本所及び県有施設 4 箇所に加えて鳥取市有施設（旧湖南中学校校舎の一部）も借用して出土品を保管しているが、今後も開発事業に伴う発掘調査で大量に遺物が出土すると考えられることから、引き続き利用できる施設の確保に努めていく。</p>

意見	講じた措置
<p>出土品の量には全く追いついておらず、保管場所の確保に苦慮している状況である。</p> <p>現状では、全ての出土品の保存処理が10年かけても終わらないと見込まれており、処理待ちとなっている出土品（特に木製品）の劣化が懸念される場所である。</p> <p>については、出土品の収蔵保管スペースについて、引き続き、利用できる施設の確保に努めるとともに、当面は保存処理の迅速化及び保管方法を検討できる体制を確保し、長期的には抜本的な保存対策について検討されたい。</p>	<p>保存処理の迅速化、保管方法の検討に当たっては、企画研究担当に文化財主事1名を増員し体制を強化。目処がついた小型木製品の保存処理にかかる期間の短縮を図ることのできるトレハロースによる保存処理方法を中型木製品でも行えないか試行中である。</p> <p>また、青谷上寺地遺跡の出土品は、文化財指定の候補としても注目されている。指定文化財の保管に当たっては、一括して収蔵・展示することが必要となるため、適切な収蔵展示施設の整備が急がれることから、平成30年度までの3カ年計画で、青谷上寺地遺跡整備活用基本設計の作成に取り組んでいるところであり、平成29年度には出土品の収蔵展示施設の整備方針をまとめた。併せて、文化財を観光やまちづくりの資源として生かすため、むきばんだ史跡公園と連携した埋蔵文化財センターの「施設の在り方」「設置場所」について検討していく。</p>

3 重点事項

意見	講じた措置
<p>職員旅費の適正執行について</p> <p>(1) 旅行伺の承認等について（人事企画課）</p> <p>旅行開始前に、旅行伺による旅行命令権者の承認を受けていないものが見受けられた。</p> <p>また、合理的な理由もなく概算払を行っていたり、帰着後に概算払を行っている妥当性に欠けるものが見受けられた。</p> <p>については、旅行開始前の旅行命令権者の承認の徹底、概算払の適切な取扱いに努められたい。</p> <p>(2) 旅費概算払の精算等について（人事企画課）</p> <p>旅費の精算（概算払の精算を含む。）が遅延しているものが見受けられた。</p> <p>また、旅行に伴う食糧費を資金前渡又は前金払によらず、概算払を行っているもの、さらに出張の復命を行っていないものが見受けられた。</p> <p>これらが生じた要因としては、組織内の進行管理不足等によるものと考えられる。</p> <p>については、旅費精算等について、旅費出納員をはじめとした組織内での進行管理の徹底に努められたい。</p> <p>(3) 旅費の計算等について（人事企画課及び庶務集中局（集中業務課））</p> <p>往復割引切符料金の未適用、日当の未調整等、旅費規程等に沿っていないものが見受けられた。</p>	<p>職員旅費については、その適正な執行について平成28年12月に通知文書により改めて全庁に周知・徹底を図った。平成29年度は誤りやすい旅費の計算（日当の調整等）について旅費出納員等を対象とした研修（11/14～11/21まで県内3カ所で実施）を行ったほか、誤りの多い事例についてDB等を使って職員に広く周知することとしている。</p> <p>旅費システムについては、旅行者が旅行伺の時点で「最も経済的な通常の経路及び方法による切符の購入方法」を認識できることとするため、精算旅費請求時に行っていた経路入力や旅費計算を旅行伺時に行う等の改修を行い、平成30年度の旅行から適用する。</p> <p>今後も、旅費の誤りを縮減・防止するため、引き続きシステムを所管する部局及び制度を所管する部局において連携・調整し、費用対効果を考えながら改修を行っていききたい。</p>

意 見	講じた措置
<p>それらが生じた要因としては、職員及び旅費出納員の旅費規程等に対する認識不足、割引切符や宿泊料等が旅費システムに連動していないことに伴う誤り、旅費出納員のチェック不足等によるものと考えられる。</p> <p>また、旅行伺は旅費システムにより行うが、旅費支給の大半を占める精算払の旅費の場合は旅行伺を行う際に経路を入力するシステムになっていないため、職員によっては最も経済的な通常の経路及び方法による切符の購入方法を認識できないまま切符を購入し、その相当額を精算請求しているものが見受けられた。</p> <p>については、旅費規程等の周知に努めるほか、旅費出納員を対象とした研修の実施、旅費システムの機能の改善等により、旅費計算の適正化に努め、旅費の過払等の防止を図られたい。</p>	